

開港港則中改正ノ件

明治四十三年五月二十七日決議

勅令第 號

開港港則中左ノ通改正ス

第一條中小樽ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ
加フ

根室ノ港界ハ辨天島燈臺ヲ中心ト
シテ一海里ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ
一弧内

附則

本令ハ明治四十三年六月一日ヨリ之
ヲ施行ス

参照

○開港港則

明治三十一年七月
勅令第百三十九号

第一條 左ニ記載スル外國通商ヲ許シタル諸
港ノ經界ハ左ノ如ク之ヲ定ム

横濱ノ港界ハ十二天(マシダリン、ブラフ)ヨリ
燈船マテ夫ヨリ正北ニ向ヒ鶴見川口ノ東岸
マテ引キタル一線内ニ含マル

神戸ノ港界ハ脇ノ濱ノ東角ヨリ正南ニ引キ
タル一線ト和田岬ヨリ北東ニ引キタル他ノ
一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積内

新瀉ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシニ海哩半ノ半
徑ヲ有スル圓圈ノ一弧内ニ含マル
夷港ノ港界ハ椎泊村ヨリ北五十里村外堺マ
テ引キタル一線ト加茂湖東岸港町ヨリ同湖
北西岸加茂村マテ引キタル一線トノ内ニ含
マル

大阪ノ港界ハ武庫川口目標(ツリ、ポイント)
ヨリ南微西ニ向ヒ引キタル一線ト大和川口
ヨリ引キタル一線ト武庫川口目標(ツリ、ポ
イント)ヨリ六海哩大和川口ヨリ五海哩ノ所

ニ於テ相接スル其二線内ニ含マル

長崎ノ港界ハ小瀬戸浦ノ南東端ヨリ鼠島ノ
外端ヲ經テ長刀岩マテ夫ヨリ東微南ニ引キ
タル線以内

函館ノ港界ハ阿野間崎ヨリ南方沖合半海哩
ノ所ヨリ上磯村有川口ノ東岸マテ引キタル
一線内ニ含マル

清水ノ港界ハ真崎ヨリ正北ニ引キタル一線
以内

武豊ノ港界ハ布土村ヨリ正東ニ引キタル一

線以内

四日市ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ二海哩半ノ半径ヲ有スル圓圈ノ一弧内

絲崎ノ港界ハ糸崎ヨリカイノ山ノ巔ニ引キタル一線以内

下ノ關ノ港界ハ彦島弟子待ノ鼻ヨリ巖流島ノ南東端ヲテ夫ヨリ北東微北ニ向ヒ引キタル一線及彦島海士浦ノ鼻ヨリ北東ニ引キタル一線以内

門司ノ港界ハ白木崎ヨリ北西四鏈ノ所ヨリ

門司崎ニ引キタル一線ト正南ニ引キタル他ノ一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積内

若松ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ二海里ノ半径ヲ有スル圓圈ノ一弧内及平野川口ノ東岸ヨリ北北西ニ引キタル一線以東

博多ノ港界ハ殘島ノ北端ヨリ滿切ニ引キタル一線及小戸鼻ヨリ殘島ノ南端ニ引キタル一線以内

唐津ノ港界ハ高島ノ北端ヨリ正東及正西ニ引キタル二線以内

住ノ江ノ港界ハ宮崎鼻ヨリ正南ニ引キタル
一線ト白間崎ヨリ正東ニ引キタル他ノ一線
トノ二線ヲ經界トナシタル面積内

三池ノ港界ハ北突堤燈臺ヲ中心トシテ一海
里半ノ半径ヲ有スル圓圈ノ一弧内

三角ノ港界ハ瀬戸ノ鼻ヨリ大矢野島マシビラ

鼻マテ際崎ノ鼻ヨリ戸馳島野崎マテ同島免

鼻ヨリ千束島六四郎鼻マテ夫ヨリ大矢野島

塔ヶ崎マテ引キタル四線以内

嚴原ノ港界ハ虎崎ヨリ耶良崎(一名寢釋迦鼻)

ニ引キタル一線以内

佐須奈ノ港界ハ立場崎ヨリトロク崎ニ引キ

タル一線以内

鹿見ノ港界ハ長崎島ヨリ塔崎ニ引キタル一

線以内

那覇ノ港界ハ先原崎ヨリ干ノ瀬ノ北端ニ引

キタル一線及安里川口ヨリ干ノ瀬ノ北端ニ

引キタル一線以内

濱田ノ港界ハ黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタ

ル一線ト馬島ノ北端(千疊敷鼻)ヨリ人道鼻

ニ引キタル一線以内

境ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ一海里半ノ半
徑ヲ有スル圓圈ノ一弧内及外ノ江ノ西端ヨ
リ正北ニ引キタル一線以東

宮津ノ港界ハ片島鼻ヨリ日置崎ニ引キタル
一線以内

敦賀ノ港界ハ赤崎ヨリ蛭子崎ニ引キタル一
線以内

七尾灣ノ港界ハ能登島松ヶ崎ヨリ南東ニ引
キタル一線以西及屏風崎峽以東

伏木ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシ一海里半ノ半
徑ヲ有スル圓圈ノ一弧内

青森ノ港界ハ石山ノ鼻ヨリ正西ニ引キタル
一線以内

小樽ノ港界ハ平磯岬ヨリカヤシバ岬ニ引キ
タル一線以内

根室ノ港界ハ辨天島燈臺ヲ中心トシテ一海
里ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧内

○明治三十二年勅令第三百四十二號

中改正案

勅令第 號

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第一條中「後志國小樽」ノ次ニ「根室國根室」ヲ加フ

第二條ノ四 根室港ニ於テハ水産物ニ限り輸

入ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

秘

開港港則中改正ノ件審査報告

謹テ御諮詢ノ開港港則中改正ノ件ヲ審査スル
ニ今般根室國根室港ヲ開港ト為スニ付茲ニ開
港港則ヲ改正シテ其ノ港界ヲ規定セムトスル
モノニシテ何等支障ナシト認ム

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

明治四十三年五月二十三日

樞密院書記官長河村金五郎

樞密院議長公爵山縣有朋殿

海軍下士卒服役條例審査報告

謹テ今回御諮詢ノ海軍下士卒服役條例ヲ審査
スルニ本案ハ現行ノ海軍下士卒服役條例ニ代
ラシメ其ノ不備ヲ補ヒ字句ヲ修正スルノ外主
トシテ志願兵ノ現役年限ハ從來八年ナリシヲ
六年ニ短縮シ新ニ現役兵ノ定限年齢ヲ定メ又
現役兵ノ歸休ヲ許スコトヲ規定スルモノニシ
テ從來志願兵ノ現役年限長キニ失レ之カ為メ
志願者ノ減少ヲ来スノ一因トナルノ傾アルヲ
以テ今回下士卒補充ノ情態下士ノ教育戰時充負